

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画



第 1 回検討委員会での修正点



その後の修正点

平成 16 年 12 月

(平成 20 年 3 月改訂)

(平成 27 年〇月改訂)

愛 知 県

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項 | |
| 第1節 経緯 | 1 |
| 第2節 趣旨 | 1 |
| 第3節 計画の基本的事項 | 2 |
| 1 計画期間 | 2 |
| 2 計画の対象 | 2 |
| 3 基本の方針 | 2 |
| 4 その他 | 2 |
| 第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み | |
| 第1節 現状 | 3 |
| 1 PCB廃棄物の保管量 | 3 |
| 2 PCB使用製品の使用量 | 4 |
| 第2節 平成28年7月までの 保管量、発生量及び処分量の見込み | 5 |
| 1 高压トランス等及び廃PCB等 | 5 |
| 2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等 | 6 |
| 3-2 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等 | 6 |
| 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制 | |
| 第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状 | 7 |
| 1 高压トランス等及び廃PCB等 | 7 |
| 2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等 | 8 |
| 3-2 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等 | 8 |
| 第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策 | 9 |
| 1 保管事業者の責務及び役割 | 9 |
| 2 処分業者等の責務及び役割 | 10 |
| 3 県及び 県内の 19条政令市の責務及び役割 | 10 |
| 第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備 | 11 |
| 第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制 | 11 |
| 第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保 | 11 |
| 第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進 | 12 |
| 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進 | |
| 第1節 監視及び指導の徹底 | 13 |
| 第2節 関係者相互の連携 | 13 |
| 第3節 緊急時の対応 | 14 |
| 第4節 県民の理解を深めるための方策 | 14 |
| 第5節 章 その他必要な事項今後の課題 | |
| 第1節 微量PCB汚染廃電気機器等低濃度PCB汚染物 の処理 | 15 |
| 第2節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理 | 15 |

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

第1節 経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけに、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が原則として禁止となった。

一方、PCBの処理体制の整備が停滞し、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）における長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念される状況となってきた。

このため、国においては、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対するPCB廃棄物の保管状況等の届出や平成28年7月までの処理を義務づけるとともに、~~処理体制の整備を推進することとし、現在、~~全国5か所において日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」）による拠点的広域処理施設の整備を進められたている。

県では、PCB廃棄物の保管に関して、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく保管基準の遵守や、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を指導し、してきた。

~~また、PCB特別措置法の施行後は、同法に基づく保管状況等の届出の徹底を図るとともに、平成14年度にはパンフレット「PCB（ポリ塩化ビフェニル）問題を正しく理解するために」を作成し、保管事業者に対して、地震への対応を含めた適正保管を指~~
~~さらに、平成15年度には、PCB廃棄物の保管の状況、処理に対する意向等をアンケート調査するとともに、~~全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策に努めるとともに、迅速かつ適正なPCB廃棄物の処理に係る委託締結を指導してきたている。

また、東海4県のPCB廃棄物処理が推進されるよう、東海4県及び4県内のPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市（以下「19条政令市」という。）で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）を通じて国及び関係自治体と必要な調整を実施してきた。

移動

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の処理については、~~しかし、~~処理事業開始後、処理困難なPCB廃棄物の対策、処理作業員への安全対策等、処理施設の整備時には想定できなかった課題が発生し、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難となった。このため、国は平成24年12月に、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限を改め、平成39年3月とした。

東海4県のPCB廃棄物については、豊田市内に地元自治体及び地元住民の理解と協力の下、豊田PCB処理事業所を設置され、平成17年9月から開始された処理事業により、平成25年度末時点で県内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス及び高圧コンデンサ等について、あわせて77%が処理されているが完了した。

第2節 趣旨

PCB特別措置法では、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、また、都道府県及びPCB特別措置法第7条第1項の政令で定める市(県内では豊田市が指定されている。)に対しては、この基本計画に即してPCB廃棄物処理計画の策定が義務づけられた。

県は、安全・安心な県土の確保を目ざし、県内におけるPCB廃棄物を、適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、PCB特別措置法第7条の規定に基づき、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)を平成16年12月に策定した~~する~~。

この県処理計画は、平成26年6月に~~国が変更した基本計画との~~が変更されたことから、PCB特別措置法第7条の規定により、基本計画に即して変更を行ったものである。~~県が廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、平成19年3月に策定した愛知県廃棄物処理計画とも整合性を図ったものである。~~

第3節 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画は、~~平成16年12月から~~、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成~~39~~~~28~~年~~3~~~~7~~月までを計画期間とする。

2 計画の対象

本計画は、愛知県内のPCB廃棄物（豊田市内分を除く。以下同じ。）を対象とする。

なお、PCB廃棄物は、以下のとおりである。

① 高圧トランス等及び廃PCB等

PCBを使用した高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という）、並びにPCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という）

② 安定器等・汚染物

PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物

③ 微量PCB汚染廃電気機器等

PCB廃棄物のうち、柱上トランス、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用したものを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBに汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（~~柱上トランスを除く、以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。~~）

3 基本の方針

① ~~すべてのPCB廃棄物について、PCB特別措置法の未届けのPCB廃棄物もの及び現在使用中であるPCB使用製品等、今後処理が見込まれるすべてのPCB廃棄物の把握に努めるとともに、PCB特別措置法上の期限、及び中間貯蔵・~~本~~環境安全事業株式会社の各事業所における計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を考慮し、~~処理期間で1日でも早く、安全かつ適正に高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器（以下「高圧トランス等」という。）~~、並びにPCB及びPCBを含む油（以下「廃PCB等」という。）については、平成20年度までに全体の約50%の処理を完了する。~~

② 高圧トランス等を多量に保管・使用する事業者は、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、計画的な処理を行う。

③ 県、~~及び県内のPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市（以下「19条政令市」という。）~~、国、保管事業者、PCB廃棄物処理施設及びPCB廃棄物無害化処理施設を設置する者、PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者（以下「収集運搬者」という。）等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。

④ ~~また、PCB廃棄物の把握、適切な保管、早期処理の促進のため、事業者に対して周知・啓発を継続的に実施するとともに、PCB特別措置法に基づく保管届出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実施していく。~~

4 その他

移動

本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内（豊田市を除く。以下同じ。）の保管事業者から届出された平成~~25~~~~15~~年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約73%に当たる~~16,354~~~~7,370~~台が保管されており、低圧トランス及び低圧コンデンサは、全国の約412%に当たる~~48,295~~~~212,036~~台が保管されている。また、安定器は、全国の約7%に当たる約~~3440~~万台、感圧複写紙は、全国の約83%に当たる約~~5319~~トンが保管されている。

表2-1-1 PCB廃棄物保管量

| 廃棄物の種類 | 県内 | | 全国 | |
|-----------------------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| | 事業場数 | 保管量 | 事業場数 | 保管量 |
| 高圧トランス | 150 250 | 974 1,024 台 | 1,084 7,439 | 11,079 30,633 台 |
| 高圧コンデンサ | 3,116 1,294 | 15,380 6,346 台 | 40,412 37,135 | 219,106 204,580 台 |
| PCB（濃度100%） | 15 9 | 1.8 0.32 トン | 186 335 | 70 137 トン |
| PCBを含む油 | 34 230 | 92.4 9,811 トン | 509 3,587 | 2,610 87,799 トン |
| 低圧トランス | 27 23 | 299 290 台 | 270 777 | 36,988 36,752 台 |
| 低圧コンデンサ | 219 262 | 47,996 211,746 台 | 2,624 4,084 | 1,319,612 1,705,610 台 |
| 安定器 | 951 1,070 | 343,032 400,696 台 | 11,273 15,925 | 4,895,529 5,906,205 台 |
| 感圧複写紙 | 25 19 | 52.6 18.9 トン | 363 366 | 662 710 トン |
| ウエス | 38 164 | 1.8 54.7 トン | 494 2,556 | 239 682 トン |
| 汚泥 | 6 18 | 258 124 トン | 138 413 | 19,005 20,977 トン |
| 柱上トランス(容器・部材) | 9 9 | 161,128 約 107,700 台 | 103 301 | 1,863,225 1,656,450 台 |
| 柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油 | 2 2 | 45,505 約 10,500 トン | — — | 178,320 — トン |
| その他の機器 | 96 1,414 | 799 63,758 台 | 1,474 16,600 | 239,454 520,129 台 |

移動

注1) 「PCB」、「PCBを含む油」については、容量で届出されたものについては、1 m³=1 トンに換算して計上した。

注2) 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。

注3) 全国は、平成 24~~14~~ 年 3 月 31 日現在のデータである。

~~注4) これらのほか、微量PCB汚染廃電気機器等がある。~~

注4) 「柱上トランス（容器・部材）」及び「柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油」は、平成 26 年 3 月 31 日現在のデータである。

注5) PCB特別措置法に基づく届出は、平成 26 年 2 月に届出様式が改正されるまで、PCBを使用した高圧トランス等と、微量PCB汚染廃電気機器等との識別がつかないものがある。

2 PCB使用製品の使用量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又は~~県内の~~19条政令市に届出された平成~~25~~~~15~~年3月31日現在のPCB使用製品の種類別の使用量~~及び電気事業法電気関係報告規則に基づき使用事業者から経済産業省中部経済産業局に報告されたPCB含有電気工作物の種類別の使用量~~を基に作成したPCB使用製品の使用量は、次のとおりである。

~~これらのPCB使用製品は平成28年7月までに使用を廃止し、PCB廃棄物として処理が見込まれる。~~

なお、柱上トランスについては、微量のPCBが絶縁油中に誤混入したものであり、中部電力株式会社が県内で~~主に~~自ら処理することとしていることから、同社が供給区域内（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び長野県）で使用しているもののうち、微量のPCBが含まれているおそれのある台数を示した。

表2-1-2 PCB使用製品の使用量

| 使用製品の種類 | 事業場数 | 使用量 |
|-------------|----------------------|-----------------------------------|
| 高圧トランス | 51 62 | 220 313 台 |
| 高圧コンデンサ | 1,200 88 | 3,800 532 台 |
| PCB（濃度100%） | ± 1 | 0.036 0.037 トン |
| 低圧トランス | 4 | 6 台 |
| 低圧コンデンサ | 25 14 | 11,302 816 台 |
| 安定器 | 136 74 | 53,418 10,596 台 |
| 感圧複写紙 | 0 | 0 トン |
| ウエス | 0 | 0 トン |
| 汚泥 | 0 1 | 00.041 トン |
| 柱上トランス | — | 約 463,000 305,000 台 |
| その他の機器 | 26 248 | 106 1,936 台 |

移動

注1) 「柱上トランス」は、絶縁油が入った状態で使用されているものである。~~(平成26年3月31日現在のデータ)~~

注2) 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。

注3) ~~PCB特別措置法に基づく届出は、平成26年2月に届出様式が改正されるまで、PCBを使用した高圧トランス等と、微量PCB汚染廃電気機器等との識別がつかないものがある。~~



高圧トランス



高圧コンデンサ



安定器（蛍光灯用）

第2節 PCB廃棄物の平成28年7月までの保管量、発生量及び処分量の見込み

現在保管されているPCB廃棄物と今後発生するPCB廃棄物は、PCB特別措置法に基づく処理期限である平成28年7月までに処分する必要がある。発生量とPCB廃棄物保管量の合計を処分量の見込み量とした。

1 高圧トランス等及び廃PCB等

平成25年3月31日現在、高圧トランス類等及び廃PCB等の保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。については、平成20年度までに概ね50%の処分の終了を見込んだ。

表2-2-1 高圧トランス等及び廃PCB等に係る保管量、発生量及び処分量の見込み

| 種類 | 保管量 | 発生量 | 処分量 | |
|------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--|
| | | | ～ 2420 年度 (実績) | 2521 年度～ ～ 28 年7月 |
| 高圧トランス類 | 974 1,024 台 | 220 約 300 台 | 600 666 台 | 594 約 1,300 台 |
| 高圧コンデンサ類 | 15,380 6,346 台 | 3,890 約 500 台 | 9,000 14,590 台 | 10,270 約 6,800 台 |
| その他の大型電気機器 | 1,600 台 | 約 300 台 | 約 900 台 | 約 1,000 台 |
| PCB(濃度100%) | 1.8 | 0.036 | 0.9 | 0.936 |
| 廃PCB等 | 9 トン | 0.037 トン | 48.0 トン | 9 トン |
| PCBを含む油 | 92.4 トン | 0 トン | 45.0 トン | 47.4 トン |

注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに廃棄物となる見込みの量である。

注2) 「その他の大型電気機器」とは、低圧トランス、低圧コンデンサ及び「その他の機器」のうち高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のものをいう。

2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等

本節1及び2に掲げるPCB廃棄物以外のPCB廃棄物として、~~低圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの、安定器、感圧複写紙、ウエス並びに汚泥（以下「安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等」という。）がある。~~

平成25年3月31日現在、~~これらその他PCB廃棄物等については、平成28年7月までに処理する必要があることから、安定器等・汚染物それらの保管量、と発生量及びの合計を処分量の見込みは次のとおりである。と見込んだ。~~

表2-2-1 ~~2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等~~に係る保管量、発生量及び処分量の見込み

| 種類 | 保管量 | 発生量 | 処分量 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 低圧トランス、及び低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの | 47,494 212,036 台 | 11,200 約 800 台 | 58,700 約 213,000 台 |
| 安定器 | 343,032 400,696 台 | 53,418 約 11,000 台 | 396,450 約 412,000 台 |
| 感圧複写紙 | 52.6 18.9 トン | 0 トン | 52.6 18.9 トン |
| ウエス | 1.8 54.7 トン | 0 トン | 1.8 54.7 トン |
| 汚泥 | 258 124 トン | 0 0.041 トン | 258 124 トン |
| その他の機器等 | 352,125 台 | 約 142,500 台 | 約 494,600 台 |

注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに、廃棄物となる見込みの量である。

注2) 「その他の機器等」とは、トランス類及びコンデンサ類、その他の機器のうち、~~高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型の機器を除いたものをいう。~~

3-2 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等

①柱上トランス

柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有しており、供給区域内に保管又は使用中のものを主に自ら処分することとしている(第3章第1節3①参照)。

中部電力株式会社における処理計画を基に、平成20年度までに容器・部材については概ね20%、PCBを含む絶縁油については、概ね40%の処分の終了を見込んだ。

表2-2-3-2 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込み

| 種類 | 保管量 | 発生量 | 処分量 | |
|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | ～2520年度 (実績) | 2621年度～ ～28年7月 |
| 柱上トランス (容器及び部材) | 約 302,000 288,000 台 | 約 463,000 305,000 台 | 約 135,000 587,000 台 | 約 630,000 593,000 台 |
| 柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油 | 約 45,505 28,000 トン | 約 9,500 29,000 トン | 約 23,400 56,000 トン | 約 31,600 57,000 トン |

注1) 「保管量」とは、供給区域内に保管しているもののうち、処分が必要となる見込みの量である。

注2) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに、廃棄物となる見込みの量である。

②柱上トランスを除く微量PCB汚染廃電気機器等

現在、使用中のものを含め、全国で電気機器が約120万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されている。今後、中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、処分量の把握に努める。

また、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、PCB廃棄物の処分量の把握に努め、子関連会社を始めとするPCB廃棄物無害化処理施設により処分することとしている(第3章第1節3②参照)。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状

中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設として豊田PCB処理事業所を設置し、東海4県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）を処理対象区域として、PCB廃棄物の処理を平成17年9月から開始している。

なお、平成26年6月に変更された基本計画に基づき、中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社における5事業所の特長を生かし、の各事業所の処理能力を相互に処理能力を活用する。

1 高圧トランス等及び廃PCB等

日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設を設置し、東海4県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）を処理対象区域とし、高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年9月から開始しており、いる。中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器についても、処理をすることとする。施設の概要は表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 中間貯蔵・日本環境安全事業(株)豊田PCB処理事業所のPCB廃棄物処理施設の概要

| 項目 | | 内容 | |
|-------------------|-------|--|---------|
| 設置場所 | | 豊田市細谷町三丁目1番地1 | |
| 処理区域 | | 愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県 大阪PCB処理事業対象地域の一部機器 | |
| 処理能力等 | PCB | 1.6トン/日 | |
| | 処理方式 | 脱塩素化分解方式 | |
| | 容器・部材 | 10.8トン/日 | 2.7トン/日 |
| | 処理方式 | 溶剤洗浄法 | 真空加熱分離法 |
| 処理開始 | | 平成17年9月 | |
| 計画的処理完了期限 処理終了 | | 平成35 27 年3月 | |
| 事業終了準備期間 事業完了 | | 平成35 28 年4 3 月～平成38年3月 | |

注1) PCB処理能力は、PCB（濃度100%）の分解能力である。

注2) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。

注3) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。

2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等

安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等の処理については、小型電気機器の一部を中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所で処理し、それ以外のもを同社北九州PCB処理事業所で処理することとする。現在、国において広域処理体制の検討がなされている(第2章第2節3参照)。施設の概要は表3-1-2のとおりである。

表 3-1-2 中間貯蔵・日本環境安全事業(株)北九州 PCB 処理事業所の安定器等・汚染物の処理に係る PCB 廃棄物処理施設の概要

| 項目 | 内容 | |
|--------------------|---|------------|
| 設置場所 | 福岡県北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 2 4 | |
| 処理区域 (安定器等・汚染物) | 豊田 PCB 処理事業対象地域所処理区域 北九州 PCB 処理事業対象地域所処理区域 大阪 PCB 処理事業対象地域所処理区域 | |
| 処理能力等 | 容器・部材 | 10.4 トン/日 |
| | 処理方式 | プラズマ熔融分解方式 |
| 処理開始 | 平成 21 年 7 月 | |
| 計画的処理完了期限 | 平成 34 年 3 月 | |
| 事業終了準備期間 | 平成 34 年 4 月～平成 36 年 3 月 | |

3-2 柱上トランス及び微量 PCB 汚染廃電気機器等

① 柱上トランス

中部電力株式会社は、自社が保有する柱上トランスを自ら処分することとし、名古屋市港区内において、柱上トランス由来の微量の PCB を含む絶縁油の処理を平成 17 年 2 月から開始している。

また、海部郡飛島村内において、微量の PCB を含む絶縁油が付着した容器・部材の処理を平成 20 年 5 月から開始している。施設を整備中である。

~~また、名古屋市港区内において、柱上トランス由来の微量の PCB を含む絶縁油の処理を平成 17 年 2 月から開始している。それらの施設の概要は表 3-1-3 及び表 3-1-4 のとおりである。~~

段落入れ替え

表 3-1-3 微量の PCB を含む絶縁油の処理施設の概要

| 項目 | 内容 | |
|-------|--------------------------------------|----------|
| 設置場所 | 名古屋市港区潮見町 3 7 番 6 | |
| 処理能力等 | 絶縁油 | 22 トン/日 |
| | 処理方式 | 脱塩素化分解方式 |
| 処理開始 | 平成 17 年 2 月 | |
| 処理終了 | 平成 3928 年 37 月 | |

表の入れ替え

表 3-1-4 柱上トランス容器・部材の処理施設の概要

| 項目 | 内容 | |
|-------|--------------------------------------|----------|
| 設置場所 | 海部郡飛島村東浜三丁目 5 番地 | |
| 処理能力等 | 容器・部材 | 100 トン/日 |
| | 処理方式 | 溶剤洗浄法 |
| 処理開始 | 平成 20 年 5 月度上期 | |
| 処理終了 | 平成 3928 年 37 月 | |

②柱上トランスを除く微量PCB汚染廃電気機器等

微量PCB汚染廃電気機器等（柱上トランスを除く）については、国が認定するPCB廃棄物無害化処理施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。

~~また、安全かつ効率的な処理の促進のため、今後も処理体制の整備を測っていく必要がある。~~

なお、中部電力株式会社が保有する微量のPCBに汚染された大型機器等については、~~子関連会社を始めとするにより、保管中のものを当該機器の特性に応じて、PCB廃棄物無害化処理施設で処理することとしている。（第2章第2節4参照）。~~当該子会社の施設の概要は表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 微量のPCBに汚染された大型機器等の処理施設の概要

| 項目 | | 内容 |
|-------|------|---------------------------------------|
| 設置場所 | | 県内 |
| 処理能力等 | 変圧器等 | 3台/7日 |
| | 処理方式 | 加熱強制循環洗浄法 |
| 処理開始 | | 平成27 26 年3 12 月 |
| 処理終了 | | 平成39年3月 |

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

1 保管事業者の責務及び役割

保管事業者は、**法的**処理期限である平成**39**年**3**月**7**日及び**中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社**の各事業所における**処理期間内**で**早期に処理が完了するようまでに**、自ら又はPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者**若しくはPCB廃棄物無害化処理認定事業者**(以下「処分業者」という。)の**いずれか**に委託して、**确实かつ適正に**PCB廃棄物を処分するとともに、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って**適正に保管しなければならない**。さらに、保管事業者は、次の責務及び役割を履行しなければならない。

なお、PCB使用製品の使用事業者にあつては、できるだけ**早期にその使用を中止し、処理期限までに、确实かつ適正に処分するよう努める**。

- PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- PCB特別措置法に基づき、保管及び処分の状況を知事又は**県内の**19条政令市長に毎年届け出る。また、個々のPCB廃棄物に**個体管理番号付きステッカー**を貼付して、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。

PCB廃棄物

PCBが含まれています。
処理の委託先は、PCB廃棄物の処理
ができる許可業者である必要があり
ます。

管理番号付き
ステッカー**の例**

愛知県管理番号
023XXXXXXX

- 処分に当たっては、**安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に確実に処分するため、処分業者と調整を行った上で、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める**。
- 高圧トランス等を20台以上保管・使用する事業者(以下「多量保管事業者」という。)にあつては、**県処理計画に即し、処分業者と受入計画の調整を行った上で、PCB廃棄物の適正な保管、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、県又は**県内の**19条政令市に報告するとともに、計画的な処理に努める**。
- PCB廃棄物の**計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び**県内の**19条政令市が実施する施策に協力する**。

2 処分業者等の責務及び役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者(以下「処分業者等」という。)は、処理施設の整備及び稼動に際して、廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法に定める処分の基準を遵守しなければならない。さらに、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ・ PCB廃棄物が処理期限内で早期に、~~までに~~確実にかつ適正に処理が実施できるよう、受入基準、受入計画を定め、保管事業者及び並びにPCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者(以下「収集運搬者」という。)~~と~~と十分な連絡調整を行い、計画的な処理が進むように努める。
- ・ 長期間の保管により、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるPCB廃棄物について、県又は県内の19条政令市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設の積極的な公開を行い、住民の理解と信頼を得るように努める。
- ・ 緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備し、このマニュアルに基づく具体的作業手順等を作業従事者に対し教育を行うものとし、必要に応じ緊急時を想定した模擬訓練を実施する。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び19条政令市が実施する施策に協力する。

3 県及び県内の19条政令市の責務及び役割

県及び県内の19条政令市は、保管事業者、収集運搬業者及び処分業者等に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及びPCB特別措置法の遵守を指導徹底するとともに、PCB使用製品の使用事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内~~の~~における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

また、PCB廃棄物の安全かつ効率的な広域の収集運搬及び処理が計画的に進められるよう、関係の県、県内の19条政令市及び処分業者との調整を行い、保管事業者に対する指導や収集運搬業者の処理施設への計画的な搬入に関する統一的な指導の方針を定めて、事業者を指導する。

さらに、環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び経済的理由により負担能力の低い保管者(以下「中小企業者等」という。)が保有するPCB廃棄物の処理費用の軽減を目的として、国、産業界と協調してPCB廃棄物処理基金の造成し、中小企業者等の負担軽減を図っている(本章第66節参照)。

第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備

県内においては、高圧トランス等及び廃PCB等の処理施設として、~~中間貯蔵・日本~~環境安全事業株式会社が拠点的広域処理施設を稼働させている。また、~~PCB廃棄物である~~柱上トランスの処理施設として、中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を稼働させ、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設を稼働させている~~の整備を進めている~~（本章第1節参照）。

~~また、安定器をはじめとするその他PCB廃棄物等については、現在、国において広域処理体制の検討がなされている。~~

~~なお、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB無害化処理施設については、民間事業者等が整備している。~~

また、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB廃棄物無害化処理施設については、安全かつ効率的な処理を促進するため、今後さらなる整備が望まれる。

第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

前節に示したこれら県内のPCB廃棄物処理施設における円滑な処理や広域的な収集運搬が確実かつ適正に進められるためには、国、県及び19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、~~東海4県及び4県内の19条政令市で構成する~~東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整を行う。

また、これらの調整の結果を踏まえて、処理施設への計画的な搬入の方針を定め、保管事業者、収集運搬者及び処分業者に対し関係の県及び19条政令市が統一的に指導を行うことにより計画的な広域処理を推進する。

~~なお、高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等、汚染物、その他処理にあたり~~~~中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社~~での処理にあたり、~~豊田PCB処理事業~~以外の事業所で処理するものについては、当該事業対象地域地区の広域協議会等と協議、調整を行う。

第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模及び処理施設までの距離に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があること等を踏まえ、処理能力に見合った収集運搬ができる体制とする~~とともに、その運搬距離に応じた適切かつ効率的な輸送手段とする~~ことが重要である。

また、PCB廃棄物の処理施設への収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬者による運搬~~車両~~ごとの運行管理及び処分業者等による搬入管理も重要である。

このため、県は、処理施設への計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等に関して、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と協議、調整を行うとともに、収集運搬に~~当たって業者に対して~~は、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守のほか、~~収集運搬業者に対しては~~、GPSを利用した車両運行管理システムの整備を指導し、保管事業者に対しては、計画的な処分の実施を啓発、指導することにより確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図る。

さらに、収集運搬時の事故等緊急時に適切に対応するため、収集運搬者に対しては、緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの整備や、このマニユア

ルに基づく作業従事者への教育、緊急時を想定した模擬訓練の実施を指導する。

なお、~~高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等・汚染物、その他処理にあたり~~
~~て中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社のうちでの処理にあたり、~~豊田PCB処理事業
所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域地区及び
通過地域地区の広域協議会等とその収集運搬の方法等に関し協議、調整を行う。

第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進

廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。

一方、高圧トランス等は、機器が大型であって相当量のPCBが含まれていることから、高額な処理費用を要すると見込まれている。

このため、中小企業者をはじめとする処理費用の負担能力が小さい者にとって経済的に大きな負担となることから、国は平成13年度から、国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、中小企業者が保管しているPCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図られ、さらに平成26年4月からは、一定規模以下の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。~~ることとなった。~~

県は、県内の中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしている。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは図3-6-1のとおりである。

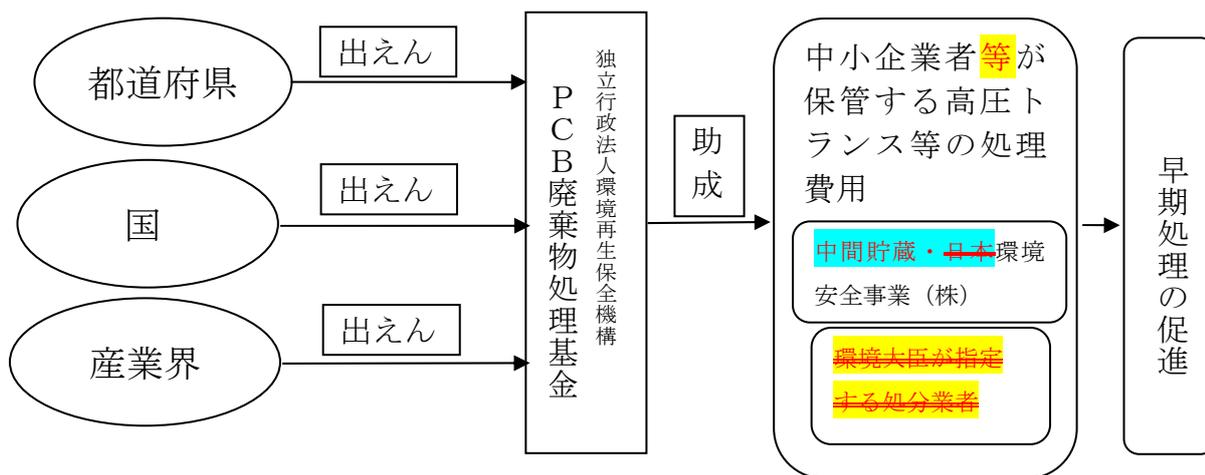


図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 監視及び指導の徹底

県は、PCB廃棄物の処理期限内における確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、収集運搬者及び処分業者等に対して、次のとおり監視、指導を強化する。

- 紛失及び不適正処理の未然防止とともに、PCB廃棄物の期限内処理に向けて、立入検査及び監視パトロールを強化する。
また、保管事業者における保管実態の把握に努め、PCB廃棄物の適正な保管及びPCB廃棄物の保管状況等届出書の提出、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。
- 個々のPCB廃棄物に個体管理番号付きステッカーの貼付けを指導し、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。
また、紛失及び不適正処理に対しては、保管事業者の責任を明らかにして、追跡調査によりPCB廃棄物の回収に努めるとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- PCB廃棄物の処理期限内の処理を確実かつ適正に完了させるため、処分業者等に対して、受入基準及び受入計画の策定を指導するとともに、この受入基準等に基づき、収集運搬者に対しては、計画的な搬入を指導する。
また、収集運搬に当たっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するほか、収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。
なお、中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係るため、事業対象地域以外の収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の関係する地域の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導する。
- PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在することのないよう、建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や、講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、適正保管について周知啓発に努める。
- 警察、市町村と連絡を密にし、一体となって不適正処理の防止の徹底を図るとともに、隣接県等との情報交換や、協議・協力体制を充実する。

第2節 関係者相互の連携

県は、国、関係の県及び19条政令市、保管事業者、収集運搬者、処分業者等と相互に連携、協力して、次のとおり確実かつ適正なPCB廃棄物の処理を計画的に推進する。

また、豊田事業所等の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び東海地区広域協議会として、豊田PCB処理事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積極的な協力を行うこととする。

- 東海地区広域協議会等を活用して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が、計画的に進められるよう関係の県、東海4県内の19条政令市及び処分業者と相互に連携し、調整する。
- 中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社のうち、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合は、円滑な処理促進のため、当該事業対象地域の広域協議会等と調整し、連携を図る。

- ・ **国環境省**と連携して、保管事業者に対しPCB特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し周知徹底を図る。
- ・ **中部近畿産業保安監督部及び関係団体等経済産業省中部経済産業局**と連携して、未処理のPCB含有電気工作物の**早期処理完了に向け以下について検討する。**~~使用を廃止した事業者の情報を把握し、当該事業者に対して、廃棄物処理法の保管基準の遵守や、PCB特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分を指導する。~~
 - ①未処理のPCB含有電気工作物の効果的な調査方法
 - ②使用中又は使用を廃止したPCB含有電気工作物の処理等に係る指導方法
 - ③早期処理に向けた周知の方法
- ・ **中部近畿産業保安監督部及び関係団体等経済産業省中部経済産業局**と協力して、PCB含有電気工作物の使用事業者及び使用を廃止した事業者に対し、**以下のできるだけ早期に代替品へ転換し、処理期限内の処分をするよう**周知、指導をする。
 - ①使用事業者に対し、早期の代替品への転換
 - ②廃棄物処理法の保管基準の遵守、PCB特別措置法に基づく届出及び計画的処理完了期限内の処分

第3節 緊急時の対応

収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域**(中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。)**における緊急時連絡体制を**確保整備**する。

また、収集運搬経路及び処理施設において、万一緊急事態が発生した場合は、県、19条政令市、地元市町村、警察、消防等関係機関及び収集運搬者等の関係者と連携して、被害及び影響の拡大防止など、適切な対策を早急に講ずる。

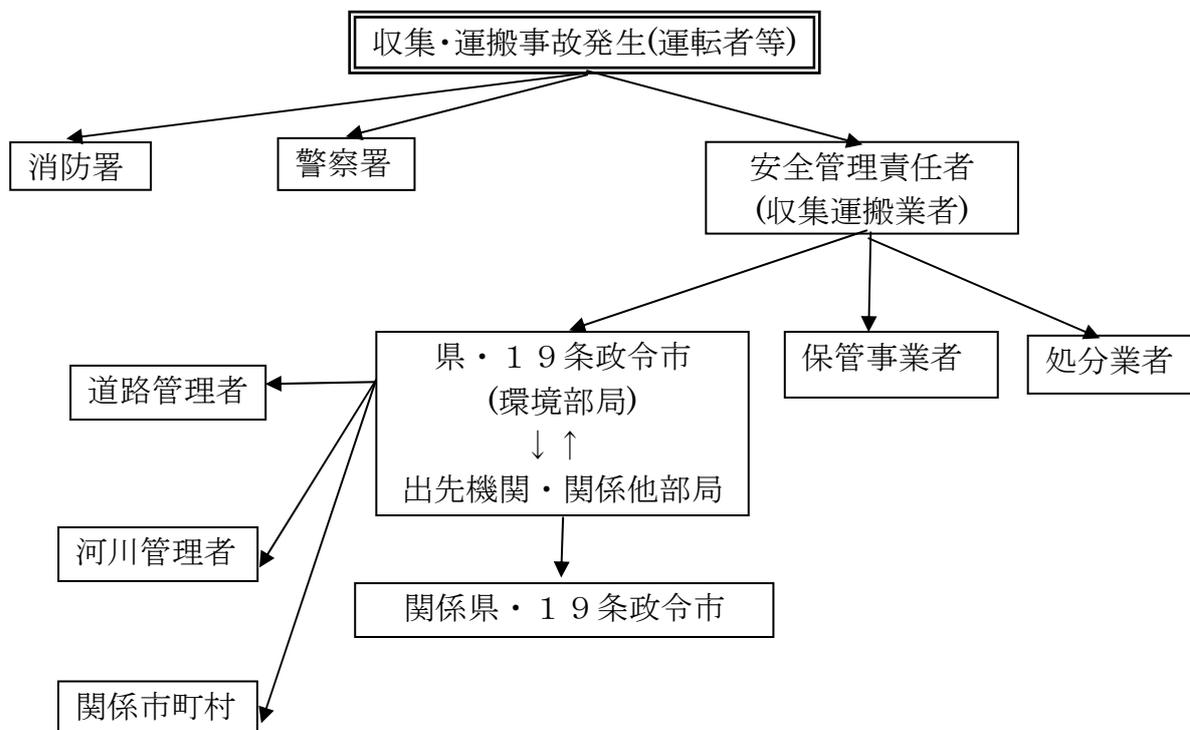


図4-3-1 収集運搬経路における緊急時連絡体制の概要

第4節 県民の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進するためには、県民、事業者の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠である。

県は、PCB廃棄物処理の安全性、信頼性に対する県民の理解を深めるため、PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、啓発パンフレットやホームページ等の媒体を活用して、PCBに関する正しい情報を広く提供する。

処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公開するとともに、保管事業者に対しては、その処理の委託に際して、処理施設を視察し処理状況を確認するよう周知指導する。

さらに、PCB廃棄物処理施設の地元市町村が住民参加により処理施設を監視するため監視委員会等を設置する際には、その委員会等に参加し、市町村と連携してリスクコミュニケーションの推進を図る。

第5節 その他必要な事項

第5章 今後の課題

第1節 微量PCB汚染廃電気機器等低濃度PCB汚染物の処理

これまでPCBを使用した高圧トランス等と微量のPCBに汚染された電気機器等の識別がつかなかったが、平成26年2月のPCB特別措置法の届出様式に係る改正により、今後はその規模が明らかになる見込みである。

~~近年、PCBを使用していないとされたトランス等重電機器の一部にも微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれているもの（以下「低濃度PCB汚染物」という。）の存在が社団法人日本電機工業会等の調査により明らかとなっている。~~

微量PCB汚染廃電気機器等については、国の認定によるPCB廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行うこととしており、今後さらに処理が促進されるよう、現在、国において低濃度PCB汚染物の特定やその特性に応じた処理方法、処理の基本的方向等について検討がなされていることからとされており、その結果によっては、今後の事業者による保管や適正処理の推進に大きな影響を与えることが予想されることから、国の検討状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。

また、PCB廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設の設置状況については、保管事業者に対し情報提供に努めていく。

第2節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについて昭和49年以前に製造されたものには、PCBを含む部品を使用した製品があり、これらの家電製品の製造者により部品の取り外し及び保管が行われてきたところである。

市町村が収集した廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり当該家電製品の製造者にPCBを含む部品の取り外しを依頼するなど、PCBを含む部品からの環境への排出を抑制していく。

~~なお、これらのPCBを使用した部品は、その他PCB廃棄物等として、現在、国において広域処理の体制について検討がなされている。~~